

# ネット犯罪

## ネット犯罪の分類

ネット犯罪はサイバー犯罪(→p.40)の3つの分類である「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」、「コンピュータネットワーク利用犯罪」、「不正アクセス禁止法違反」のうちの「コンピュータネットワーク利用犯罪」を指すことが多い。

「コンピュータネットワーク利用犯罪」は、詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反、脅迫、著作権法違反、ストーカー規制法違反、自殺幫助、犯行予告などであり、上記の3つの分類の中では最も検挙数が多い。

## ネット犯罪の特徴

社会が情報化される以前にも様々な犯罪が起こっていたが、情報化が進むことで犯人がネットワークの利点や特徴を悪用し、犯罪の手口や内容が高度化するようになった。

このようなネット犯罪には、次のような特徴がある。

### ① 匿名性が高い

犯人がネットワークを利用することで、人物を特定しにくく、全く別の人物になりすましたりすることもできる。したがって、全く事件に関係していない第三者が加害者に仕立てられることも起こる。

### ② 証拠が残りにくい

ネットワークを使った犯罪では、紙に書かれたメモや手紙のような物的証拠が残りにくく、犯行の際に使われたファイルが消去されたり、ネットワークを利用する際にサーバに残される通信記録(ログ)が消去されたりするなどして証拠を隠滅されるケースが見られる。ファイルが消去されると痕跡が残らない。

### ③ 不特定多数に被害が及ぶ

インターネットが不特定多数に向けた情報発信のツールであるため、犯行の対象がネットを利用するすべてのユーザーに向けられることになり、

被害が周囲に広がることもある。また、同じ手口が繰り返し使われる場合もあり、犯行が重ねて行われることもある。

### ④ 時間的、地理的な制約がない

ネットワークには時間的・地理的な制約がないため、犯行が国外から実施されたりするケースもある。

## ネット犯罪への正しい対処法

ネット犯罪に対しては、次のような対処法がある。

- ① 自分のコンピュータにウイルス対策ソフトを導入するなどしてセキュリティー対策を施すことが必要である。
- ② 不審なメールに返信したり、アンケートに個人情報を安易に書き込んだりしない。また、不正請求やフィッシングなどの不審な情報が届いた場合には、自分だけで反応せず、周囲の人に相談するなど有害情報への対応が大切である。
- ③ 人権侵害やストーカー被害、その他の犯罪に巻き込まれたり、危険な状況に遭遇したりした場合は、専門家と相談するか、警察のネット犯罪相談窓口やインターネット・ホットラインセンターなどに連絡を行う。ネットショッピングやオークションなどで詐欺などの経済被害にあった場合には、消費者センターに相談する。